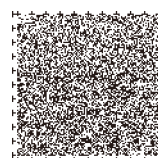


だい き ち ば し しょう がい ふく し けい かく
第3期 千葉市障害福祉計画

へい せい ねん ど ねん ど
(平成24年度～26年度)



へい せい ねん がつ
平成24年3月
ち ば し
千 葉 市



はじめに



本市では、障害者施策の総合的な計画である「千葉市障害者計画」の実施計画として「千葉市障害福祉計画」を策定し、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス提供基盤の計画的な整備を推進してまいりました。

国においては、平成22年6月に、障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図ることが閣議決定され、新たな制度の構築が検討され、平成23年8月には障害者基本法が改正・一部施行されました。

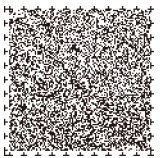
このような障害者施策の変革の流れの中で、障害福祉サービスの計画的な整備を推進していくため、この度、昨年度策定した「第2次千葉市障害者計画」に基づき、平成24年度から3年間の具体的な施策を実施するための計画として「第3期千葉市障害福祉計画」を策定しました。

この計画では、「すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる」という基本理念に基づき、各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援等の確保のための方策や障害のある方の地域生活と一般就労への移行の目標を定め、障害のある方の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現を目指します。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々と連携、協働のもと、障害のある方が自立して暮らせる共生社会づくりに全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある方やそのご家族、そして、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

千葉市長 熊谷 俊人



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定め、障害者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

(1) 位置づけ

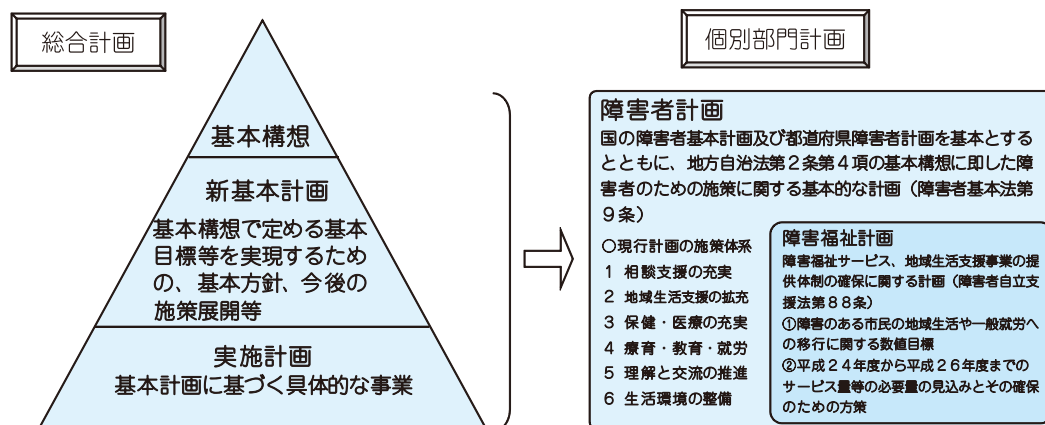
本計画は、障害者自立支援法第88条の規定による「市町村障害福祉計画」とします。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の障害者計画、地域福祉計画（市・各区）、保健医療計画等における障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。

また、本市の新基本計画等に即したものとします。

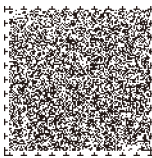
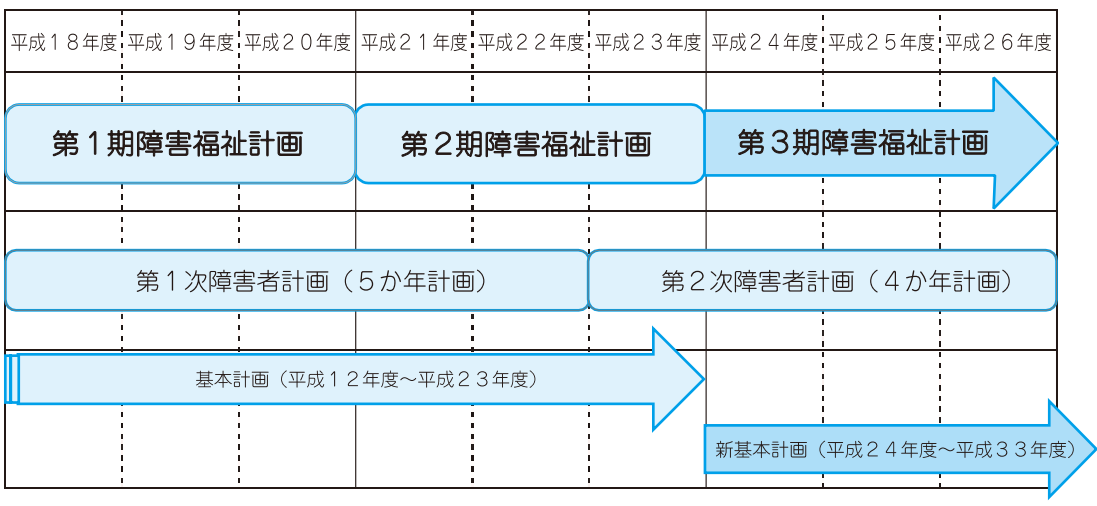
市の総合計画と個別部門計画（障害者計画・障害福祉計画）との関係について



3 計画の期間及び見直しの時期

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

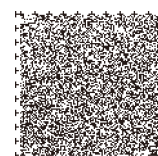


4 サービスの体系

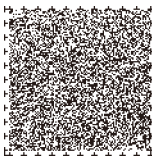
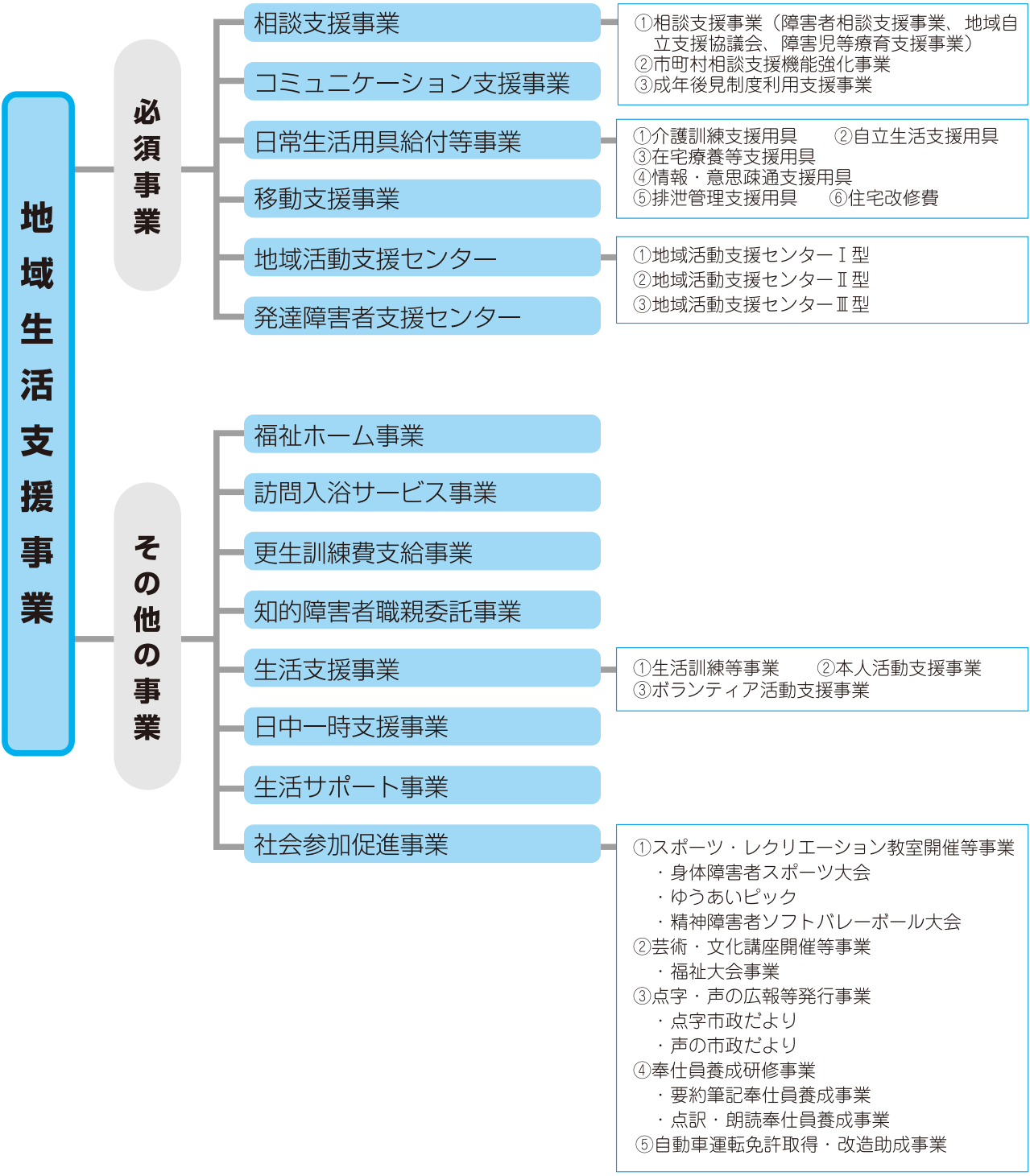
(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援



※「児童デイサービス」について
第2期障害福祉計画において指定障害福祉サービス(日中活動系サービス)でしたが、児童福祉法の一部改正に伴い、平成24年4月1日から「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されます。



(2) 地域生活支援事業



だい しょう
第2章

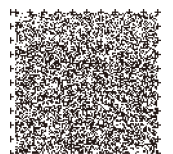
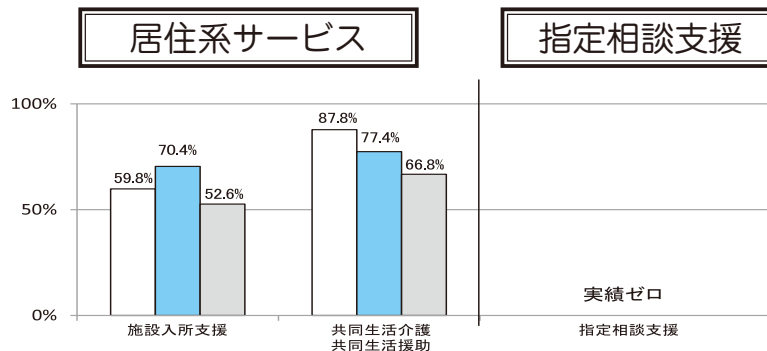
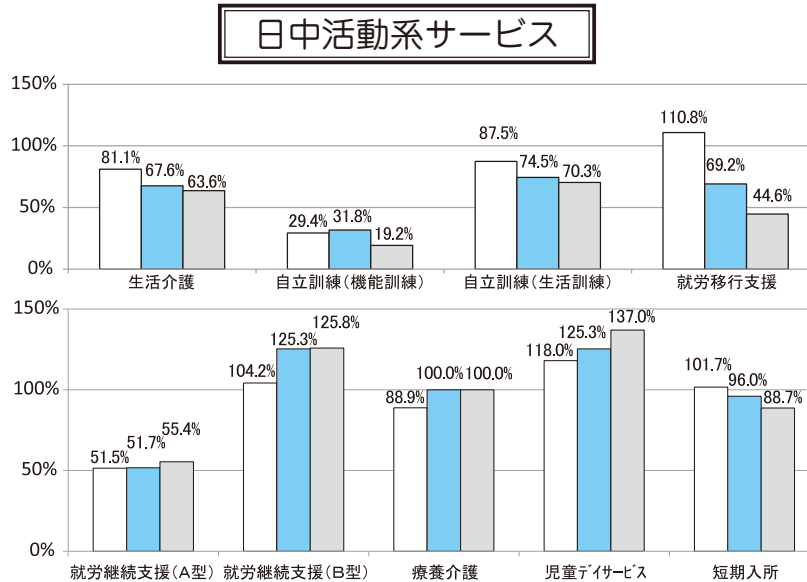
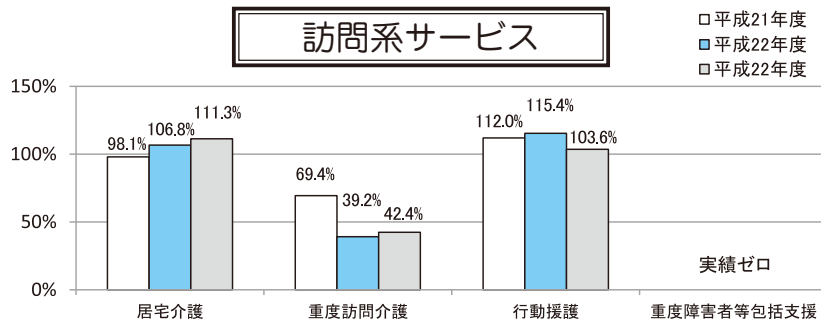
だい き けいかく しょうがいふく し とう じょうきょう
第2期計画における障害福祉サービス等の状況

1 し ていしょうがい ふく し
指定障害福祉サービス

訪問系サービスについては、「居宅介護」及び「行動援護」は概ね見込みどおり進捗しています。

日中活動系サービス及び居住系サービスの一部については、新体系への移行が見込みどおりに進まなかったなどの理由から、実績が見込みを下回っています。

指定相談支援は、対象者が限定的であることもあり、実績はありませんでした。



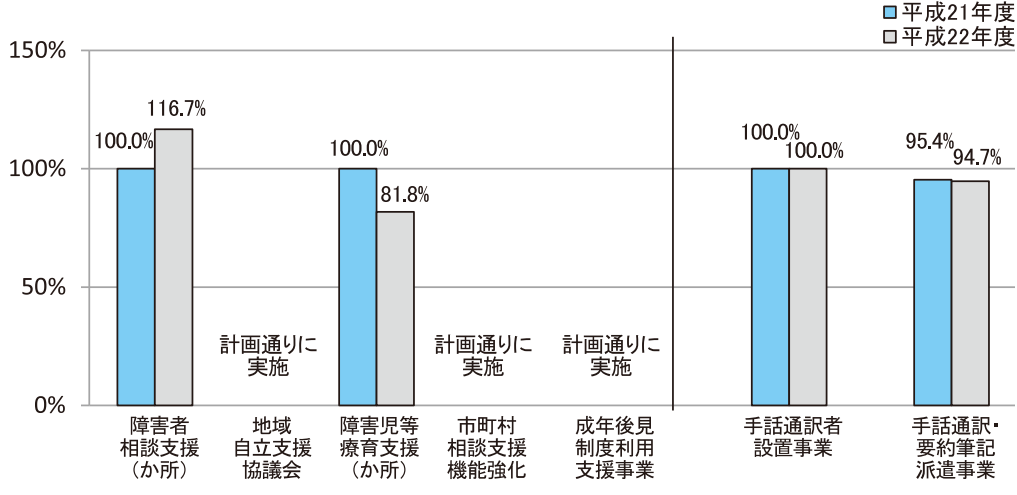
2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

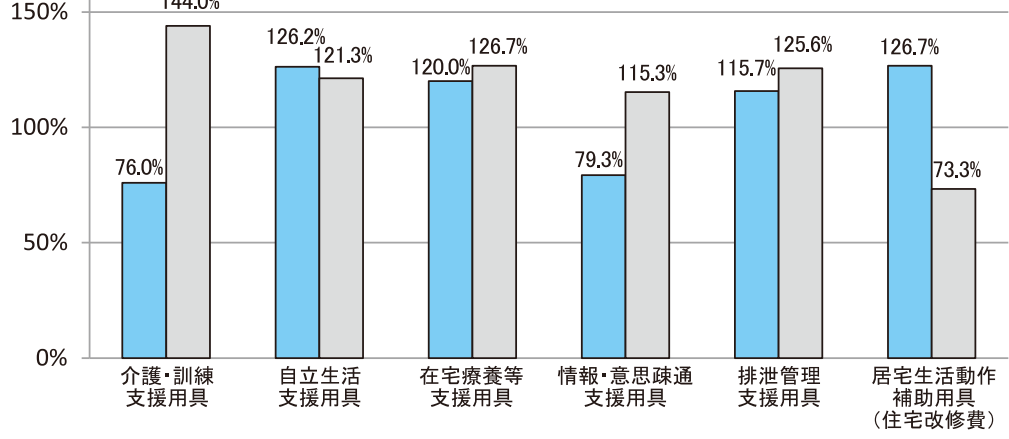
概ね見込みどおり又は見込みを上回る実績で進捗しています。

相談支援事業

コミュニケーション支援事業



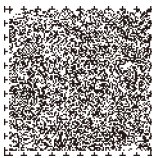
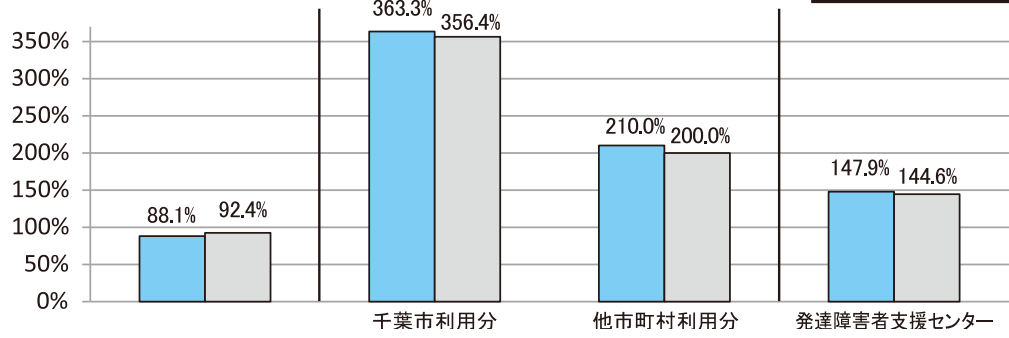
日常生活用具給付等事業



移動支援事業

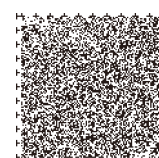
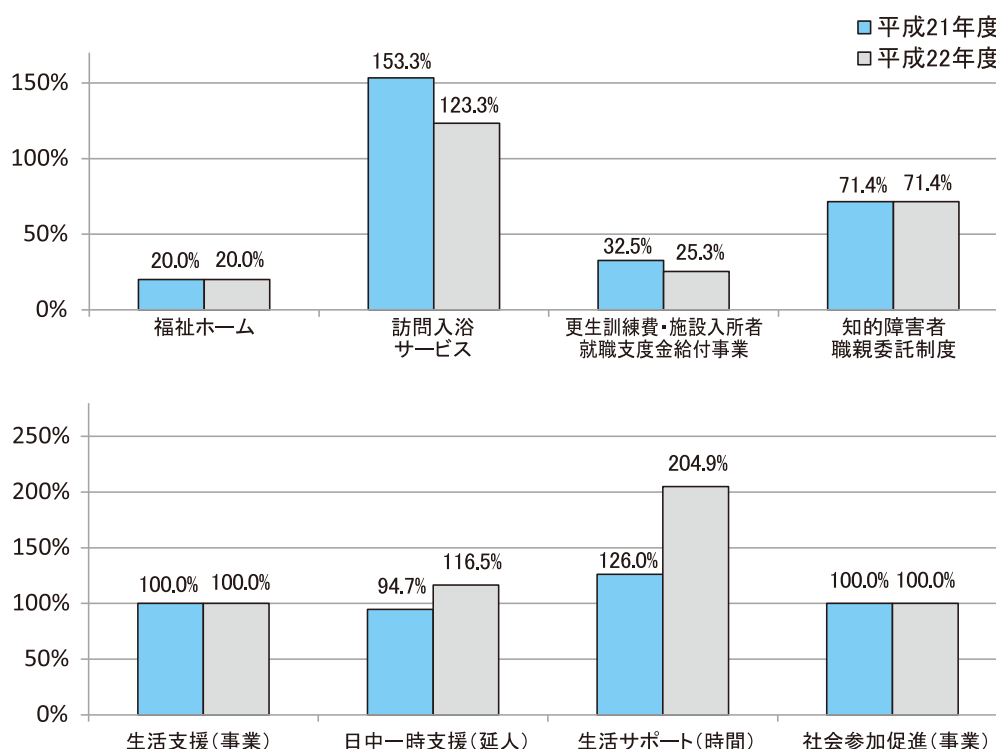
地域活動支援センター

発達障害者支援センター運営事業



(2) その他の事業

ほぼ見込みどおりに進捗していますが、「福祉ホーム」及び「更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業」において、実績が見込みを大幅に下回っています。これは、事業者の参入が進まなかったことや見込数ほどには対象者が増えなかったことが要因であると考えられます。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本的理念

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる。

第2次千葉県障害者計画（平成23年度～26年度）と共通の理念とします。

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携のもとに、地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進していくとともに、生活環境におけるバリアフリーと心のバリアフリーを一層推進することにより、「安らぎのあるあたたかな共生社会」の実現を目指します。

2 指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 地域生活を支える訪問系サービスの充実

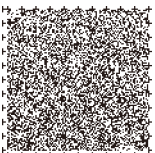
- ・ 障害者が地域で生活していくため、必要な訪問系サービスの充実を図ります。
- ・ 市内どこでも必要なサービスを受けられるよう、提供体制の強化を図ります。

(2) 自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障

- ・ 障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。
- ・ 希望する障害者が、身近なところで必要なサービスを利用できるよう充実を図ります。

(3) 地域における暮らしの場の確保

- ・ 障害者の福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、グループホーム、ケアホーム等の整備を促進します。
- ・ 啓発・広報活動や地域での交流活動を通して、障害に対する地域住民の理解を促進します。
- ・ 施設入所支援については、障害者福祉に関する制度改革の中で入所施設のあり方等が議論されていることから、本計画期間は現状維持を基本とします。



(4) 就労支援の強化

- 福祉施設から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業等の充実を図ります。
- 一般就労の困難な障害者のために、就労継続支援事業の充実を図るとともに、授産製品の販路拡大など工賃向上を促進します。

(5) 相談支援体制の充実・強化

- 障害者が地域で安心して暮らしていくために、障害者相談員や民生委員による身近な相談支援を行います。
- 障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のための計画相談支援や、地域生活への移行や緊急時のための地域相談支援を行う相談支援事業者の充実を図ります。
- 障害者相談センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター等において専門的な相談を行います。
- 障害者の地域生活を支える相談支援体制の強化のため、地域の支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化等について協議を行う自立支援協議会の充実を図ります。

3

平成26年度までに達成すべき目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

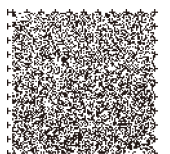
項 目	目標値	備 考
地域生活移行者数 (第1・2期計画からの累計数)	436人 以上	第2期計画の到達点(275人)に第1期計画策定時点の施設入所者数(802人)の20%(161人)以上を加算

障害者が地域で自立した生活を営むために、グループホーム・ケアホーム等居住の場を確保するとともに、地域移行に向けた相談機関を一層充実することにより、安心して暮らしていくための仕組みを強化します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	目標値	備 考
一般就労への移行者数 (平成26年度年間の数値)	44人 以上	第1期計画時点の年間の一般就労への移行者数(11人)×4倍

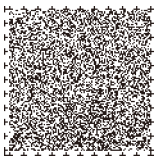
障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者の就労相談や職業訓練の充実を図るとともに、企業に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求めています。



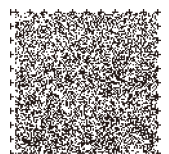
第4章

指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

サービスの種類	サービスの内容	サービス見込量算定の考え方
訪問系サービス	居宅介護	居宅生活を支えるサービスとして「サービス利用状況調査」における利用意向の高いサービスであり、利用実績をベースに、障害者手帳交付者数の伸び等を勘案して見込みます。 また、重度障害者等包括支援は、現在、県内に事業者がなく利用実績はありませんが、事業者の新規参入により利用者が発生することを想定して見込みます。 また、同行援護は、平成23年10月1日からの新規事業であり、伸び率の予測が困難なため、平成23年12月31日現在の支給決定者をもとに見込みます。
	重度訪問介護	
	行動援護	
	重度障害者等包括支援	
	同行援護	
日中活動系サービス	生活介護	新体系への移行が完了することを踏まえ、平成24年度の見込量を定めます。 25年度以降は、障害者手帳交付者数の伸び、施設入所者の地域生活への移行目標者数や特別支援学校卒業者数等を勘案して見込みます。 また、短期入所は、他の日中活動系サービスと比較して、利用意向の高いサービスであり、利用実績をベースに利用量の伸び等を勘案して見込みます。
	自立訓練（機能訓練）	
	自立訓練（生活訓練）	
	就労移行支援	
	就労継続支援（A型）	
	就労継続支援（B型）	
	療養介護	
居住系サービス	短期入所	共同生活介護・共同生活援助は、障害者手帳交付者数の伸び、施設入所者の地域移行への目標者数等を勘案して見込みます。
	共同生活介護（ケアホーム）	
	共同生活援助（グループホーム）	
計画相談支援	施設入所支援	計画相談支援は、施設入所者や新規に障害福祉サービスの支給決定を受ける方、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難な方等を優先し、平成24年度から段階的に拡大していくことを目指して利用者数を見込みます。 また、地域相談支援は施設入所者の地域移行目標者数等を勘案して見込みます。
	計画相談支援	
	地域移行支援	
地域定着支援	地域定着支援	



サ ー ビ ス の 見 込 量				確 保 の 方 策
単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
時間分／月 ※（ ）は利用人数 （実人数）を表わす	19,636 (846)	22,188 (956)	25,073 (1,081)	障害福祉サービス事業者連絡協議会や事業者説明会等を通じて、事業者 にホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、障害者へのサービスを提 供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業者の 一層の参入を促進します。 また、必要なサービスを適切に利用できるよう、相談支援事業の充実にも 努めます。 重度障害者等包括支援は、居宅介護、短期入所、生活介護等複数のサー ビスを提供している事業者等に、事業の実施を働きかけます。 同行援護は、事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に 努めます。
	7,843 (29)	8,157 (30)	8,483 (31)	
	610 (32)	665 (34)	725 (38)	
	260 (1)	260 (1)	260 (1)	
	3,880 (200)	3,996 (206)	4,113 (212)	
人日分／月 ※（ ）は利用人数 （実人数）を表わす	26,468 (1,439)	27,792 (1,510)	29,181 (1,586)	障害者が身近な地域で希望するサービスを利用できるよう、サービス提 供体制の充実を図ります。併せて、市の未利用地や公共施設の跡施設の有 効活用の検討により、事業者の参入を支援します。 また、指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通 じて、事業者の参入を促進します。
	91 (7)	116 (8)	144 (10)	
	1,384 (71)	1,587 (81)	1,808 (93)	
	2,262 (130)	2,375 (137)	2,494 (143)	
	1,130 (54)	1,186 (56)	1,246 (59)	
	8,283 (479)	8,697 (503)	9,132 (528)	
	279 (9)	310 (10)	310 (10)	
	2,419 (299)	2,637 (326)	2,874 (355)	
実人／月	197	224	255	共同生活介護・共同生活援助は、民間事業者の参入により事業者数は増 加していますが、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を更に促 進するため、必要な助成を行い、積極的な整備を進めます。
	92	103	115	
	769	769	769	
実人／月	138	276	412	指定相談支援事業者の確保に努めます。また、従事する相談支援専門員 を養成するため、指定障害福祉サービス事業者に対し、相談支援従事者研 修の受講等を促します。
	49	54	59	
	49	54	59	

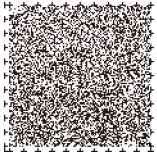


第5章

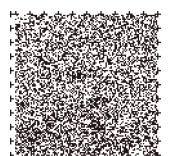
地域生活支援事業の実施に関する事業

1 必須事業

事業の種類	事業の内容	平成24年度	
		実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 相談支援事業	—	—	
① 相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。	—	
ア 障害者相談支援事業		7か所	
イ 地域自立支援協議会		実施	
ウ 障害児等療育支援事業		12か所	
② 市町村相談支援機能強化事業	精神保健福祉士等専門的職員を配置し、処遇困難ケース等へ対応することにより、相談支援の機能強化を図っていきます。	実施	
③ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者に対し、必要となる費用について援助を行います。	実施	
(2) コミュニケーション支援事業	—	—	
① 手話通訳者設置事業	聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行います。		7人 (設置者数)
② 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業			235人
(3) 日常生活用具給付等事業	—	—	
① 介護・訓練支援用具	重度障害者に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。		52件
② 自立生活支援用具			150件
③ 在宅療養等支援用具			105件
④ 情報・意思疎通支援用具			140件
⑤ 排泄管理支援用具			16,541件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）			15件
(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。		612人
(5) 地域活動支援センター	—		延70,747時間
(I型)	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。	5か所	410人
(II型)		3か所	132人
(III型)		13か所	364人
(6) 発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障害児（者）に対する総合的な支援を行います。	1か所	754人

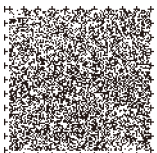


事業の見込量				事業の実施に関する考え方 (確保の方策)
平成25年度		平成26年度		
実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
—		—		—
—		—		—
7か所		7か所		障害者やその保護者、介護者からの相談、その他必要な支援を市内の障害児（者）施設に委託して実施します。
実施		実施		福祉、医療、教育、雇用等の関係機関による官民一体となった協働体制の構築のため、市全体の支援内容を協議する「全体会」と、2区を1単位として地域における連絡調整及びケース会議を行なう「地域部会」、地域の課題等を分析・協議する「運営事務局会議」の三層構造で実施します。
12か所		12か所		身近な地域で療育指導等が受けられるよう、障害児（者）施設等の有する機能を活用して実施します。
実施		実施		専門職員（生活支援ワーカー）を配置した障害者相談支援事業者に事業委託して実施します。
実施		実施		千葉市成年後見支援センター及び障害者相談支援事業所等での広報・相談等により、制度の周知を図ります。
—		—		—
	7人 (設置者数)		7人 (設置者数)	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、本庁舎及び各区保健福祉センターに手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業を（福）千葉県聴覚障害者協会へ委託して実施します。
	245人		255人	
—		—		—
	52件		52件	地域で生活する障害者の利便性の向上を図ります。また、対象品目の選定等を行う検討組織を設置し、障害者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めます。
	150件		150件	
	105件		105件	
	140件		140件	
	18,195件		20,015件	
	15件		15件	事業者数は着実に増えていますが、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業所の一層の参入を促進します。
	642人 延74,215時間		674人 延77,914時間	
—		—		—
6か所	492人	6か所	492人	利用者に創作的活動、生産活動の機会等を提供する事業（Ⅱ型、Ⅲ型）を実施するほか、これに加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業（Ⅰ型）を実施します。
3か所	132人	3か所	132人	
16か所	442人	19か所	520人	
1か所	851人	1か所	961人	発達障害児（者）に対する総合的な支援拠点として療育センター内に設置し、社会福祉法人に委託して実施します。

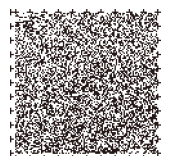


2 その他の事業

事業の種類	事業の内容	平成24年度	
		実施見込み箇所数	実施見込み者数
(1) 福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。	1か所	5人
(2) 訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問により入浴サービスを行います。	11か所	37人
(3) 更生訓練費支給事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に更生訓練費を支給します。		245人
(4) 知的障害者職親委託事業	知的障害者を一定期間、知的障害者の援護に熱意のある事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。		5人
(5) 生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導や、知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の本人活動などを支援します。	3事業	
(6) 日中一時支援事業	日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、日中の活動の場を提供します。		877人
(7) 生活サポート事業	障害程度区分認定が非該当となった障害者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活支援及び家事援助を行います。		39人 延854時間
(8) 社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、社会参加を促進します。	5事業	



事業の見込量				事業の実施に関する考え方 (確保の方策)	
平成25年度		平成26年度			
実施見込み箇所数	実施見込み者数	実施見込み箇所数	実施見込み者数		
1か所	5人	1か所	5人	地域における住まいの場を確保するため、民間事業者への補助事業により実施します。	
11か所	37人	11か所	37人	民間事業者に委託して実施します。	
	257人		270人	障害者の社会参加を促進する観点から、真に訓練に必要な経費を支給するため、対象品目等見直しを行いながら実施します。	
	5人		5人	知的障害者を対象に生活指導を含めた就労訓練の一環として実施します。	
3事業		3事業		障害者の生活支援のため、これまで行ってきた事業を関係団体等に委託して実施します。	
	921人		967人	障害者等の日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を確保するため、利用の伸びに対応した事業の実施を図ります。	
	41人	延897時間	43人	延941時間	障害程度区分認定で非該当となった障害者のうち、支援を必要とする方に対し、居宅介護サービスを提供し、地域での自立した生活の推進を図るため、居宅介護サービスを実施する事業者等の参入を促進します。
5事業		5事業			スポーツ大会や芸術文化活動、点字や声の広報等、これまで行ってきた事業を引き続き実施するとともに、各事業の周知を図るとともに、新たなニーズ等を踏まえた見直しを行い、障害者の社会参加の更なる促進を図ります。



第6章

計画の推進に向けて

1 障害者施策の総合的な実施

本市では、この計画による障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量の確保及び目標の達成を目指すほか、早期発見・早期療育をはじめとする障害児支援の充実、障害者職業能力開発プロモート事業による障害者・企業への様々な支援等、市による障害者雇用の推進、障害及び障害者に対する正しい理解の普及・啓発などによる理解と交流の推進、虐待防止などの権利擁護の推進、公共施設のバリアフリー化などの取り組みを総合的に推進します。

2 市民参加と協働

障害者の地域移行や就労支援を進めるためには、公的サービスに加え、障害者を地域全体で支えることが必要です。

このため、地域自立支援協議会等の地域のネットワークを活用し、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者等の参加により、協働して施策を推進します。

また、地域福祉計画における地域の様々な活動を通じて、地域住民の誰もが障害や障害者を正しく理解し、支援・協力する環境づくりを目指します。

3 関係機関との連携

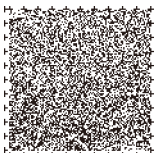
計画の推進にあたっては、福祉と保健・医療、雇用、教育との連携が重要であり、庁内関係部局の連携はもとより、国県の関係行政機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との連携強化に努めます。

4 進行管理と事業評価

計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、見込量の達成状況について点検・評価を行い、障害者施策推進協議会へ報告します。

5 計画の弾力的運用

計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化や国の障害者施策の動向を踏まえ、必要に応じて計画の弾力的な運用を行います。



だい き ち ば し しょうがい ふく し けい かく
第3期 千葉市障害福祉計画
(平成24年度～26年度)
がい よう ばん
概 要 版

はっ こう ねん げつ 発行年月	へい せい ねん がつ 平成24年3月
へんしゅう はっ こう 編集・発行	ち ば し ほ けん ふく し きょく こう れい しょう が い ふ しょう が い き か く か 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害企画課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
でん わ 電 話	043 (245) 5227
F A X	043 (245) 5630
E - m a i l	shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp

表 紙

平成23年度心の輪を広げる障害者理解促進事業「障害者週間のポスター」小学生の部最優秀賞受賞作品
(作 千葉市立幸町第三小学校 山口彩さん)

裏表紙

平成23年度心の輪を広げる障害者理解促進事業「障害者週間のポスター」中学生の部最優秀賞受賞作品
(作 千葉市立川戸中学校 大野笑里さん)

